

運 営 規 程

社会福祉法人 旭 川 健 翔 会
あさがおケアプランセンター

社会福祉法人 旭川健翔会 あさがおケアプランセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人旭川健翔会（以下、「事業者」という。）が運営するあさがおケアプランセンター（以下、「事業所」という。）において行う指定居宅介護支援事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）のご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の立場に立った、適切な「指定居宅介護支援」・「介護予防支援及び第1号介護予防支援」の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者等は、要介護状態等になったご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下、「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅サービス事業所、他の指定居宅介護支援事業所及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、ご利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 3 事業所はご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|-----------------|
| (1) 名 称 | あさがおケアプランセンター |
| (2) 所在地 | 旭川市豊岡4条6丁目4番27号 |

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（主任介護支援専門員）介護支援専門員と兼務
管理者は、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援のご利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 2名以上（うち1名は管理者と兼務）

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。又、地域包括支援センターからの委託により、要支援者及び事業対象者の介護予防支援及び第1号介護予防支援事業に係る業務及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 相談体制
事業所内に相談室を整備し、ご利用者からの居宅サービス計画作成依頼等の相談に適切に対応する。
- (2) 課題分析の実施
ご利用者の生活全般に関わる「課題分析平準項目」を具備した様式を用い、必要な情報を収集し、整理・分析によりご利用者等のニーズを明確にする。
- (3) 居宅サービス計画の作成
- (4) サービス担当者会議
居宅サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を開催する。
- (5) 居宅訪問
居宅サービス計画作成に当たり、ご利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。
また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など、ご利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。
- (6) その他、ご利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

(記録の整備)

第7条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、旭川市内・東川町及び東神楽町とする。

ただし、通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援を提供した場合は所定単位数の5%を加算する。

(事故発生時の対応)

第9条 事業所は、ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに旭川市、ご利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し保存する。
- 3 事業所は、ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第10条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係るご利用者及びご家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応する。

- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。
- 3 事業所は、旭川市及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善をする。
- 4 事業所は旭川市及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、ご利用者又はご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業者が得たご利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、ご利用者又はご家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- 3 事業所は、従業員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、ご利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を設置する。

- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

（業務継続計画の策定等）

- 第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理及び従事者等の健康管理など）

- 第14条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - （1）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（ハラスメントの防止・対応）

- 第15条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによる従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者がご利用者・ご利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合やご利用者・ご利用者の家族等が事業所の指示に従っていただけない場合は、サービスの提供を制限することができるものとする。

（掲 示）

- 第16条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他のサービスの選択に資する運営規程の重要事項を掲示するとともに、ウェブサイトに掲載します。

（その他運営についての留意事項）

- 第17条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
- 2 事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設ける。
 - 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人旭川健翔会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(裁判管轄)

第18条 契約に関する紛争の訴えは、ご利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることとします。

(契約外事項)

第19条 契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

附 則

この規程は平成14年9月1日から施行する。

この規程は平成17年4月1日から施行する。

この規程は平成21年4月1日から施行する。

この規程は平成24年1月1日から施行する。

この規程は平成24年4月1日から施行する。

この規程は平成24年12月25日から施行する。

この規程は平成25年3月1日から施行する。

この規程は平成25年5月23日から施行する。

この規程は平成26年3月25日から施行する。

この規程は平成26年4月1日から施行する。

この規程は平成27年4月1日から施行する。

この規程は平成27年12月1日から施行する。

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この規程は令和2年4月1日から施行する。

この規程は令和4年4月1日から施行する。

この規程は令和7年4月1日から施行する。